立命館大学大学院文学研究科

博士論文審查要旨

中西健治

『浜松中納言物語論考』

学位の種類 博 士 (文学)

授与年月日 二〇〇六年九月十三日

查委員

主査 真 下 厚

1 竹 原 崇 雄

副査 彦 坂 佳 宣

禰文内容の要旨

学位申請の主論文は『浜松中納言物語論考』(約二五〇頁、和泉書院、

○○六年)、副論文は『浜松中納言物語全注釈 上・下』(上下で約一、○○六年)、副論文は『浜松中納言物語全注釈 上・下』(上下で約一、

四

○○頁、和泉書院、二○○五年)である。

主論文の章立ては次のようである(節以下は省略)。

序 説―平安末期物語の中の浜松中納言物語

第一章―浜松中納言物語の題名・成立年代に関して

第二章―浜松中納言物語の表現

第三章——浜松中納言物語研究史

付録

以下、内容をかいつまんで要約する。

構想との関連をまとめる。 (岩波書店)に加わり、伝本・注釈・内容に飛躍的な進歩があり、「今日の名称は江戸期以降のもの、原題は『みつの浜松』、万葉があり、「今日の名称は江戸期以降のもの、原題は『みつの浜松』、万葉の。注目度の低かった当該物語が昭和三九年、松尾聡校注により『日本第一章は、「題名・成立年代」の章である。第一節は題名にかかわるも

詠と思われるものがあることを指摘する。

古る。また、後代の勅撰集撰者・為家の歌に当該物語の趣向に注目した
時、橋姫伝承・芦刈伝説など先行伝承をとりこむ当該物語の構想を指摘
し、題名に関わる巧みな修辞・表現の背景があることに言及し、伊勢物

させ給へ」とする「源中納言」を史実に求め、源隆国を見出す。当該物第二節「成立年代への一視点」―登場人物が死に際「源中納言に告げ

る。この主人公像への示唆により、この物語の読みが深まる余地も生まくなるとする。至難な物語成立年代に関する手掛りとなるとの主張があ致し、既に指摘のある年代説「康平七(一〇六四)年」前後にかなり近語の作者が、言われるように菅原孝標女と仮定するとその時代とほぼ一

ことの指摘に至る。 この物語が中国と日本に亘る「異郷」を表現する物語の内的機構である 覚の共通性が読み取れるか否かを検証する。 説があり、それを受けて当該物語に更級日記の作者ならではの思考・感 法と見られること、 用例分析から「いずれも異郷を表現する手法であり」特徴的な物語の手 では中国と日本の地名の提示に使用され、 など「といふ」表現に着目し、 定家の自筆本更級日記の奥書に、「みつのはまつ」(当該物語の古名) 品がどう捕らえられるかを論じた。歌人で古典校合に力を尽くした藤原 るように更級日記を書いた菅原孝標女が当該物語の作者だとすれば、 「といふ」という何気ない表現に注目し、更級との共通性を指摘し、更に、 第三節「作者について、 更級日記にも通う面があることを述べる。この論は、 更級日記と同一作者とみて」は、 更級日記と共通点が多いこと、 日本の「大内山」「み吉野」の 方法は「物語といふもの」 従来言わ 当該物語 作 n

分前であ。 第二章「浜松中納言物語の表現」―五節にわたって当該物語の表現を

魂を探して仙境の蓬莱に至る設定が、当該物語の主人公・中納言が「異七夕伝説を下に敷く可能性を述べる。「長恨歌」で皇帝の使いが楊貴妃の作品の設定であり、中国渡海には暗に「七月七日」の時期が設定され、のがないとする。その実践として、異郷をめぐる男女の恋の物語がこのを舞台とするとの指摘があるものの、具体的な表現でそれを考察したも第一節「異郷往還の表現」は、従来この物語は日本と中国の「異郷」

とを考察する。 ٤, 例を博捜し、「行き着く」が単なる「行く」「着く」と違う複雑な心理を 思い感慨にふける」ことと重なるとの読みが示される。 郷で女性と巡り合うことの文芸的背景」、 あることを指摘する。 仙境の場へとそれを延ばし、 含む表現であり、 には少ない「行き着く」の表現が多用される点に注目し、 物語の中で「ある状態を切り開く」場面設定に果たす役割があるこ この分析から「源氏を受け、 意図があること、「日本→唐土→筑紫→京→み吉野」へ 男女の恋愛を導入するこの物語の趣向」の 同じく「日本の恋人との 漢籍や故事を背景に異郷・ また、 各種物語 他の物語 の用

査者から多少の異論があった)。
 査者から多少の異論があった)。
 査者から多少の異論があった)。

摘する論を援用し、当該物語のこの用語に中国と日本にまたがる くに」は他の物語類に稀少で、「土地名」でなく「主人公の中納言が慕う 読みを確定し、 の傾向があり、 上の発展として、先行研究に「からくに」「もろこし」が男性語対女性語 一方の「もろこし」は土地名を主とする用法であることを実証する。 の一つとし、その使い分けの検討から入る。まず 第三節「もろこし・からくに」は、 ―実は吉野尼君の娘」を指し、特別な心情のこめられた語句である、 男性官人と女性という、担い手の異なる文学の相違を指 次に当時一般の意味・用法を点検し、 当該物語の重要な「異郷を示す語 唐土 当該物語の「から などの 異郷 以

立命館大学大学院文学研究科博士論文審查要旨

の二元的な構造のあることを示唆する。

構造をもつ例であり、 国を舞台とする巻一に集中する。一方「ひのもと」は私的・女性的で和 識した用法、 源氏物語などには見られなかった異郷の話を素材の中心に捉えて構想し 歌にも多いとする。 てゆこうとする姿勢」のあることを指摘する。 まで下る不備に注意し、 「日本・ひのもと」も同様な視点がある。まず、 公的·男性的、 周辺文学作品の用例も精査し、「日本」は 第三節「もろこし・からくに」と対応する二元的な 「その意識裡には新しい内容の物語、 かつ表記の差異と広がりを踏まえながら読みの 当該物語は特にこの用例が多く、 「対・中国」を意 宇津保物語や 伝本が近世期 しかも中

ならではの経験と注意深さの成果が現れている。注釈をよく吟味し、研究史上はじめて「全注釈」(副論文)を成した著者「留学僧」「高層」であることを実証的に論じたもの。ここには、以前の第五節は、従来、意味不明とされた「わうかくしやう」「かうそう」が、

る。 第三章 研究史について―この最終章では、近世以降の研究史がまと 第三章 研究史について―この最終章では、近世以降の研究がある。そ

若干の誤解のある点も指摘する。 類歌の検証、 係に興味をもった視点があるとする。 背後にある土地の性格にも言及しており、 容より稀少語句の考察にあったとする。しかし、その一つ「み吉野」は 成・校合、要語句・表現を中心とする考察があり、その主点は物語の 節 「宣長・ 散逸首巻の指摘を含む構成に論を進めているとする。また、 春村_ のもの-―宣長には当該物語四冊 春村のものは、 物語の舞台と登場人物との関 風葉和歌集との同 の謄写本の 内 作

> が四巻しかない状況でなされた成果を高く評価する。 昭和五年、藤田徳太郎が研究史的事実を述べる中で、唯一指摘されたもの後に有益な視点を提供したこと、欠本内容の考察、風葉和歌集所収る点を指摘し、研究成果としては人物系譜・年立ての考察が評価され、る点を指摘し、研究成果としては人物系譜・年立ての考察が評価され、のであることの意義を述べ、書誌の上では活字本と自筆写本に相違のあい四巻しかない状況でなされた成果を高く評価する。

討している。 る。 兄弟本」とする。さらに、 載語句の共通度に注目し、「同一写本を用いて別個に編集された、 うえで評価に及び、 語本文の読解へと有機的に発展させていく指標」の集積であると評 げる傾向からは文脈把握を主眼とする姿勢があり、 接的な交流があった可能性も指摘する。 殊性の無い和語に目を向けた傾向があることを指摘する。次に二書の掲 る。また、挙げられた項目の表記を手掛りに、依拠した本文の種類も検 まず、前者は、 初歩的研究ながら見るべき点を評価し、正当な位置付けをしたいとする。 第四節-少ない当該物語研究のうち初期のもので今までの研究史に漏れるが -近世の「浜松中納言目録」「浜松中納言物語類標」 後者は、 諸本の丁寧な検討の上、特異な語彙より通常の語彙を挙 語彙選択は使用度の少ない、 四種あるテキストの書誌や系統関係の考察を経た それぞれの著者についての考察と、 しかし地名その他、 実例を検討して、「物 0) 両者が間 研究であ いわば

が、申請者をこの物語研究に導いた恩師・鈴木弘道への思いは格別なこへの思い入れも随所に認められる。とりわけ、この節だけに留まらない探訪記をまじえて考察され、申請者の当該物語や先行研究とその関係者本格的な当該物語の注釈書でその後の研究に多大な影響を与えたとする。 第五第一宮下清計氏の研究。第二次大戦直後に出た、本格的な注釈の

てほしかった。

とがよく伝わってくる。

論文審査の結果の要旨

審査委員三名の所見はそれぞれ以下のとおりである。末川記念会館(第三会議室)で、公開で実施された。審査委員会は二〇〇六年七月十五日(土)午後二時から四時半まで、

[副査・彦坂佳宣]

まず、見るべき点として次のことが挙げられる。

- あり、今後の研究の大きな指標となる業績と考えられる。①副論文は初めて当該物語の全体を通した注釈であり、各所に新見が
- られ、主・副あわせて大きな研究成果となっている。 ②主論文には、この注釈行為を経て初めて成される読みが随所に認め
- ③主論文の各論は、丁寧な書誌的研究、原文に密着した解釈、また前の上で当該物語をどう読むか、その表現構造がどうあるかが示されの上で当該物語をどう読むか、その表現構造がどうあるかが示され可に着目し、表記と読みを決定し、関連する資料の中での意義を検討し、文学史的な流れと結びつけ、それが当該物語の表現にどう利討し、文学史的な流れと結びつけ、それが当該物語の表現にどう利けし、文学史的な流れと結びつけ、それが当該物語の表現にどう利け、文学史的な流れと結びつけ、それが当該物語の表現にどう利け、文学史的な流れと結びつけ、それが当該物語の表現にどう利け、文学史的な流れと結びつけ、それが当該物語の意義を検討している。その、着目から物語の読みに至る過程は、他の章においている。その、着目から物語の読みに至る過程は、他の章においてない。

次に、望まれる点について。

前者を取るが、その理由を主論文全体の内容と関連づけて明確にし①序説で「平安末期」「中世王朝物語」の用語の検討がある。申請者は

題と内容との整合性がほしい。 内容・構造論に至るが、趣旨は後者にあるような感じを受ける。章②第一章の「題名」で、従来の諸説の丁寧な検討から出発し、物語の

視点に結びつけ、当該物語の大きな定位を試みる視点が望まれる。に混沌とした状況そのものが作品の内実とも関わる」(序章)とするの個々の当該物語の読みを「作品の時代環境を的確に押さえる名称③第二章「表現」の論は上③のような高い評価が出来る。一方で、そ

響き合うか、この点を示されたい。はず」との姿勢が、ひるがえって主論文の全体的な研究視点とどう④第三章「研究史」の冒頭の「今日的課題も存在することを知りうる

⑤主論文のいくつかの論は前著に所収のものである。補筆はなされて

〔副査・竹原崇雄〕

である。

大な成果が、副論文として提出された『浜松中納言物語全注釈 上・下』大な成果が、副論文として提出された『浜松中納言物語全注釈 上・下』的作業としてテキストを正確に読むところから出発した研究の一つの巨象を徐徐に絞り込んで行く堅実な方法に基づいている。そのための基礎、氏の研究は、先学の文献に隈なく目を通し、それを精緻に検証し、対

るかのような印象を与えはするものの、微妙な連繋を保って物語世界のの意味するところの内実を明らかにする。一見それは断片的な作業であのを絡めながら帰納的に証明している。第二章は特異な表現を捉え、そ章で題名・成立年代・作者という物語の外枠の問題を、物語世界そのも主論文では、序説において当該物語の文学史的位置づけを論じ、第一

共に、今後の研究の方向をも示唆していると考える。野に焦点を当て、それを埋めることで史的展望を可能ならしめていると本質の解明に結びついている。第三章では研究史の空白となっている分

ところからもうかがうことが出来る。

形態的にも整然とし、内容的にも重厚な論が世に出たことによって、形態的にも整然とし、内容的にも重厚な論が世に出たことによって、

〔主査・真下 厚〕

(乙号)の申請をしたものである。 (乙号)の申請をしたものである。

がある)。本格的な注釈研究としては『浜松中納言物語全注釈 上・下』の研究』が最初であり、本論文(『浜松中納言物語論考』)はその二冊目での研究』が最初であり、本論文(『浜松中納言物語論考』)はその二冊目で浜松中納言物語の名を単独で掲げた研究書は申請者の『浜松中納言物語語書』)はその二冊目で当該物語はその最終巻の巻五が一九三〇年にようやく発見されたもの当該物語は

たな分野についての研究として大きな意義をもつ。つかの論文もいくらか加筆して加え、体系化を図っている。こうした新なり、書き下ろしの論文や未収録の論文を中心に、旧著書に収めたいくが初めてのものである。したがって、浜松中納言物語の研究は申請者が

八四

れる。物語の文学史的意義がもっと積極的に論じられてもよかったように思わる。主論文の序説としてふさわしいものである。ただ、このなかで当該を設立の序説は浜松中納言物語の文学史的位置づけについて論じてい

年の研究の流行に対する批判であり、妥当な見解といえる。 考えるべきだとする。これは物語を説話の話型から把握しようとする近すべきでなく、古今和歌集の説話や伊勢物語などの重層的な影響関係をとの指摘は鋭く、評価できる。また、当該物語を単一の説話概念で把握との指摘は鋭く、評価できる。また、当該物語を単一の説話概念で把握意、一章第一節は当該物語の題名について論じたものである。従来の諸

ら、歴史的に実在する人物の誰を「源中納言」のモデルにしていたかをたものである。作者が更級日記の作者菅原孝標女とする説に依拠しなが第二節は当該物語の主人公である「源中納言」のモデルについて論じ

る論と考えられる。問い、源隆国との関係を論じる。作品成立の問題を追究する上で意義あ

第三節はこの物語の作者について論じた。菅原孝標女説を支持し、それが唐土の地名や「み吉野」「大内山」という異郷を表す表現であし、それが唐土の地名や「み吉野」「大内山」という異郷を表す表現であし、それが唐土の地名や「み吉野」「大内山」という異郷を表す表現であら、「吉野」は更級日記にも見られ、俗世間を遠く離れてその地で生活することへの憧憬や愛着の心情は浜松中納言物語と通底するとする。従来ないをするの論拠とする内部徴証を新たに求めたものである。「といふ」表現に着目の論拠とする内部徴証を新たに求めたもので、その意義は大きない。

とを論じきれてはおらず、やや説得力を欠いている。はたらきを論じた意義ある論であるが、この表現が特殊なものであるこ上げて論じる。従来注目されることのなかった表現についてその表現の第二章第一節は異郷往還の表現として「行き着く」系統の表現を取り

あって、申請者の高潔な人柄がうかがわれるところである。

試験または学力確認の結果の要旨

科目分野を含めた的確な回答がなされた。による主論文の適切な要旨も提出されている。審査委員の質問には関連申請論文には漢文の十分な理解を示す引用・解釈があり、また、英文

認に必要な試問の全部を免除した。有者であることを認め、本学学位規程第二五条第一項に基づき、学力確審査委員会は、この点で関連科目・外国語等に関する学力の十分な保

(文学 立命館大学) 学位の授与を適当と認めるものである。 以上を総合的に判断して、本学学位規程第十八条第二項により、博士

青柳雅文

『現象学のアンチノミーと超越の問題

──Th・W・アドルノの最初期思想を中心としたフッサール論の研究──

学位の種類 博 士 (文学)

授与年月日 二〇〇六年三月三十一日

審查委員

主査 服 部 健

副査 谷 徹

副査 藤 野

寬

論文内容の要旨

一性の思想が形成されてきたことを解明しようとするものである。
ーの問題に向かい、それがアドルノの哲学的出発点となって、後の非同きアドルノの認識論的関心が、フッサール現象学のかかえるアンチノミ解明しようとするものである。その際、指導教授であったコルネリウス解明しようとするものである。その際、指導教授であったコルネリウスニの論文は、意識を超越した対象の認識可能性という古くからの認識この論文は、意識を超越した対象の認識可能性という古くからの認識

のメタ批判─」である(細目略)。の思想形成」、「第二部 フッサール論の展開Ⅱ─認識論の思想形成」、「第二部 フッサール論の展開Ⅱ─記識論の思想形成」、「第二部 フッサール論の展開Ⅰ─一九三○年代アドルノ 論文の構成は、「第一部 複合的認識と超越の問題─最初期アドルノ

の少なかった二つの作品、つまりアドルノの学位論文「フッサール現象第一部では、これまであまりにコルネリウス的として議論されること

り上げられ、アドルノの哲学的問題意識の生成過程が論究される。および、音楽評論に属する小論「シューベルト」(一九二八年)が順次取た教授資格論文「超越論的霊魂論における無意識の概念」(一九二七年)、学における物的ノエマ的なものの超越」(一九二四年)と未提出に終わっ

て、 がら、形象を形成する意識の試みの挫折を通して、意味付与の働きを越 的契機を加えることによって、学位論文以来の認識論的関心を保持しな こと、さらにアドルノが、シューベルト論での形象をめぐる議論におい があることを自覚して、コルネリウスの影響を脱却する手がかりをえた える意味 取り組むことによって、 ミーを批判したこと、いいかえると、フッサールの現象学が意識の外の 物の複合的認識(意識の現在の体験内容には非現在的な内容を含むという認 思想への展開があることを論じたものである。 えて対象が現出してくるという着想をえたところに、 に徹底しようとするアドルノが、教授資格論文において無意識の問題に ら、なお不徹底さをはらんでいると批判したこと、そして意識内在主義 超越的対象を還元によって意識内在主義によって解明しようとしなが つまり、 物の複合的認識という発想に形象の形成と崩壊という弁証法的 の立場にたったこと、その立場から、 (Sinn) のなかに、いまだ意識されていない意味 (Bedeutung) コルネリウスの影響を受けたアドルノが、学位論文において、 物の複合的認識においては、 フッサール現象学のアンチノ 超越論的意識が与 のちの非同一性の

(一九四○年)である。(一九四○年)である。(一九四○年)である。(一九四○年)である。(一九三一年)である。(一九三一年)である。(一九三一年)である。(一九三一年)である。(一九三一年)である。(一九四○年)である。</li

二の自然の観念を取り入れて、 うとしているものの、 る対象の意味Bedeutungを解読する働きによって行われることを分析し 識の意味付与Sinngebungの働きとそれが疎外され崩壊する瞬間にお そのさい論者は、 することを強調するのである。 ばフッサール現象学を通して、 ドルノにとっては、 ていないと批判するアドルノの議論を整理している。こうしたフッサー いての議論も、 おらず独我論に陥ること、 前者については、感性的なものと非感性的な理念的なものとを架橋しよ は、フッサール現象学におけるカテゴリー的直観と他者問題をとりあげ 意味の問題をめぐって非同一性の思想を確立していく過程を論究する。 ゲ、フッサール、 観念論があるとアドルノは批判するのである。こうして論者は、 議論には主観と客観との間に同一性を確立できるという同一 性の立場が打ち出されていることを示している。 |部で論者は、まずSinnとBedeutungの関係についてフレー 自我が他者を自分に類比的に経験する限り独我論を免れ コルネリウスの諸説と比較参照しながら、 アドルノがベンヤミンのアレゴリー論とルカーチの第 意識の志向性の働きそのものを通して、 超越論的主観性の立場そのもののゆえに成功して また独我論に反論するフッサールの後者につ 移ろい行く謎にみちた対象の認識 非同一的なものが意識の他者として現出 つぎに論者 いいかえれ アドルノが 性の思 ア 意

かを論究するものである。 弁証法的な写像理論が意識の所与の直接性と媒介性をどう考えているのてきたアンチノミーをどう批判的にとらえているか、そしてアドルノのア』(一九四四―四六年)を素材に、アドルノがフッサール現象学の抱え第三部では、『認識論のメタ批判』(一九五六年)や『ミニマ・メモリ

学によせて」(一九三八年)の加筆修正されたもの―を取り上げる。第二論者はまず、この著作の第四章―第二部で考察された「フッサール哲

立命館大学大学院文学研究科博士論文審查要旨

残っていることが描かれる。 と、また同一律のような論理的理念的なものが意識との関係を離れて存 な第一者として、それによって認識を基礎付けよう、他のものとの認識 な第一者として、それによって認識を基礎付けよう、他のものとの認識 なのではないという現象学の学問構想そのものに求めているこ とになる。ここでは、フッサール現象学が伝統的観念論の孕む独我論を 部でのフッサール哲学の観念論批判、独我論批判がここで再論されるこ

では、 がら、 理物が写像だとする理論批判をより徹底しながら、 り出す働きが追想あるいは銘記である。そして論者は、 象を内在的に認識する働きにおいて常に示唆される非同一的なものを取 弁証法を論者は、 そのものが孕む内在と超越の矛盾を示すものとして捉え、 ノが、 的なものを捉えようとしたことを考察している。 念として、 のない真理と捉えたこと、他方では、その写像のない真理を弁証 が、内在と超越のアンチノミーを克服しようと、意識が概念を使って対 および写像禁止 証法が含まれると主張したことを強調する。アドルノの認識論における 内在的に、意識とのかかわりで語ることを可能にしたが、論者はアドル 次に、 フッサールの写像理論批判、 たとえばノエマの概念のような志向的体験の内在的対象を、 意識との関係で超越について語ろうとするフッサールを評価しな 事象そのものへと呼びかける現象学が、 フッサール現象学における概念による認識から逃れる非同 (Bilderverbot) の観念から掘り下げている。 追想あるいは銘記 つまり超越としての外部の対 (Eingedenken) 超越としての 事象そのものを写像 の観念と写像 アドルノが一方 現象学には弁 物を意識 法の理

物の知覚の問題をとりあげ、フッサールの知覚論との比較、およびアドーそして最後に、アドルノのこの弁証法的認識論の解明を補完する形で、

重化として批判している点で連続しているのだと、アドルノのフッ を批判していたが、 ル研究に与えたコルネリスの持続的影響を主張し結論としている。 の区別をめぐっては、 で修正されていること、また、 重視する立場が現れていると指摘している。そして学位論文では、 アドルノがそうした批判に際して、 ヒュレーとそれを充実して意味を付与する志向的モルフェーの関係にお ル カント的な感性を触発するものを理解し、対象的なものの感性的経験を 一方を強調するのではなく、 サー グ月 タルト理論を評価する立場からフッサールの要素主義的原子論的考え 後者優位のもとで考察されていることを批判しているが、 ルにおいて感覚と知覚の関係が、志向的体験の実的成素として 身の学位論文での知覚論との比較を行っている。 『認識論のメタ批判』では要素主義と全体主義との 後者は燃えないとするフッサールの議論を物の二 両者の緊張関係を保持しようとしている点 実在としての木そのものと知覚された木 知覚の素材としてのヒュレー概念に アドルノ 論者は は、 サー ゲシ フ

論文審査の結果の要旨

者が答えるかたちで審査が行われた。申請論文の公開審査は、二○○六年七月十五日(土)午後四時から六申請論文の公開審査は、二○○六年七月十五日(土)午後四時から六申請論文の公開審査は、二○○六年七月十五日(土)午後四時から六申請論文の公開審査は、二○○六年七月十五日(土)午後四時から六

るものである。それは、アドルノがコルネリウスの影響を受けて、印象証法の立場に通じる認識論的関心を展開していったかを解明しようとす継続したフッサール批判を通して、非同一的なものを主題とする否定弁フッサール現象学での超越と内在の問題をどう批判し、その後、さらに本論文は、コルネリウスの影響を受けたアドルノが学位論文において

Sinn—Bedeutungの関係をめぐる議論、 題、 構成部分 象の意味 Sinn 統一を超えて対象が現出してくる体験を重視して、 についての現在の知) たる歩みを論じたものである。 のない対象へと接近していこうという意味 うというフッサールの現象学の発想を取り入れながらも、 へと、アドルノが超越としての対象を常に意識とのかかわりで取り扱お 意識の直接的所与の認識問題に関心をよせ、その後、 性思想としてのフッサール観念論批判を通しての非同一 印象の形成と崩壊という弁証法的な印象論あるいはアレゴリー (現在の対象についての現在の知) からなる物の複合的認識という発想を取り入れて、 と表象構成部分 写像と写像禁止をめぐる議論 Bedeutung 解読の試み、 無意識と意識の問 性の思想へ 意識による対 (非現在の対象 論 同

八八八

出された。 即して論究したものであり、 積極的な問題提起をアドルノ研究に投げかけるものだと評価する点では コルネリウスの影響を否定的あるいは消極的に見積もってきただけに、 ドルノのフッサール研究といえば、 関係を視野にいれて、 いえるコルネリウスに脚光を浴びせ、その 致した。 三人の審査委員はいずれも、 しかしまた、 アドルノの哲学的関心の生成をフッサー 審査委員それぞれから主に次のような意見が提 そこに本論文の最大の意義があり、 本論文が、今日では忘れられた哲学者と 『認識論のメタ批判』が中心であり 「超越論的現象学」 との影響 ル研究に 従来ア

てくるということは、本論文が主張するとおりであるにしても、また、開していくとき、認識論的問題関心に歴史的弁証法的な問題意識が表れアドルノが、無意識論から形象論へと議論を展開し、自然史の観念を展フッサール論を論究した積極的意義を認めるとの意見が述べられた。そフッサール論を論究した積極的意義を認めるとの意見が述べられた。そ服部審査委員からは、コルネリウスとアドルノの関係からアドルノの服部審査委員からは、コルネリウスとアドルノの関係からアドルノの

て残るのではないか、という意見がだされた。も考慮にいれる必要があり、アドルノ・ヘーゲル関係は今後の課題とし的な問題関心とがかかわる自然史の観念には、やはりヘーゲルとの関係せるということからであるにしても、認識論的問題関心と歴史的弁証法本論文がアドルノのフッサール研究との関連の解明に首尾一貫性をもた

谷審査委員からは、コルネリウスとアドルノの関係の解明という点でら所見がのべられた。

意見が出された。 意見が出された。 意見が出された。 意見が出された。 意見が出された。 意見が出するいわば内破の論理とでもいうべきものが描かれている を打出するいわば内破の論理とでもいうべきものが描かれている を記している。 を所出するいわば内破の論理とでもいうべきものが描かれている。 を記述された。

他にも審査委員から Erfindungの訳や Bild の訳のゆれについて、まにコルネリウスとアドルノの関係を基軸においたという応答があった。論も含め直接的なものとその媒介性を重視したか、その論理を探るため定弁証法を理解するときに、さまざまな哲学者からの影響関係について定れらの意見に対して、申請者からは、アドルノの自然史の思想や否

点も指摘された。 た枚挙されている先行文献との積極的論議の必要性などいくつかの問題

士号を受けるに値すると判定された。新しいアドルノ解釈の道を開いたという点での意義は認められ、課程博しては手堅くまとめられたものであり、コルネリウスに脚光を浴びせ、以上の批判的意見はあるものの、先に述べたように、本論文が全体と

試験または学力確認の結果の要旨

っていることが明らかである。翻訳で示された申請者の、研究者として必要な外国語の力量も十分備わの能力を認められている。また、入学時の外国語試験や上記の学位論文と通じて、新たな視角からアドルノ研究を始めた若手研究者としてそ論文提出後に共訳者としてアドルノの学位論文の翻訳を上梓したことな論す。

と認める。第一項により、博士(文学 立命館大学)の学位を授与することを適当第一項により、博士(文学 立命館大学)の学位を授与することを適当当審査委員会はこれらの点を総合的に判断し、本学学位規程第十八条

安田

歩

『室町期公武関係の研究』

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇〇六年三月三十一日

查委員

主査 川 嶋 將

生

副査 杉 橋 隆 夫

副査 富 田 正 弘

論文内容の要旨

動向の三点からの分析を行う。 動向の三点からの分析を行う。 の発給とその内容、足利四代将軍義持期の公武交渉、准后宣下をめぐる に当たっては、具体的には足利将軍が天皇・院に対しどのような対応を について、特に足利将軍家との関係を中心に考察するものである。考察 本論文は、室町時代における天皇および院(上皇)の「権威」の実態

宣・綸旨の問題は、積極的な検討対象とされることはなかった。しかし、ため六代将軍足利義教が暗殺された嘉吉の変(一四四一年)以前の院工、以後、天皇・上皇は政治的実権を喪失したと理解されていた。この三代将軍足利義満政権によって朝廷がもつ諸権限が室町幕府に吸収さ三代将軍足利義満政権によって朝廷がもつ諸権限が室町幕府に吸収さいが、室町時代の公武関係を分析・追究する。これまでの研究では、を通じて、室町時代の公武関係を分析・追究する。第一章「室町前期の論文は「はじめに」と終章、本文三章から成る。第一章「室町前期の

識に立ち、詳細な分析を行う。けるためにも、この問題に関する当該期の実態分析が必要であるとの認れており、嘉吉の変以降の院宣・綸旨がもつ歴史的意義を正確に位置づ足利義満・義持・義教の各政権下においても多くの院宣・綸旨は発給さ

の復活」 は、 御教書には、発給者としての独立した意志が明確に示されていたが、変 かにする。 なく、後小松院との協調関係を優先させた行動を取っていたことを明ら についても、 示すものであり、 い事態となったことを表わすものであったと指摘する。さらにこの事実 の段階で院宣・綸旨の在り方に重要な変更が加えられたものと言えよう 旨のなかに、武家の意向にまかせる、との文言が記載されることは、こ にされる。つまり天皇・上皇の意向を明示する文書であるべき院宣・綸 院宣・綸旨に「任武家之下知」という文言が増加していくことが明らか 以後の後花園天皇親政期の応仁年間(一四六七~六九) 結果、 さまざまな権利の保障者としての「天皇の権威」が失墜したことを このことは、 問題を指摘するのは誤りである、と批判する。 嘉吉の変以前における院宣・綸旨、 将軍足利義持は、武家の利益代表者として行動するのでは 従来の研究が、 幕府の下知の裏付けなくして綸旨の内容が保障されな 院宣・綸旨の量的増加から「天皇権威 そして足利将軍が発給する 以降になると、 なお院宣の発給

渉は、 ありながらも公家としての資格を整え、 皇の下で活動する伝奏が確認されている。そしてこの段階での公武間交 状況に大きな変化を与えたのが足利三代将軍義満である。 組織から発生した役職で、 を行う伝奏に焦点を当て、その機能や役割の分析を行う。伝奏は院政 第二章 武家執奏によって行われており、 「足利義持執政期の「伝奏」と「時宜」」では、 少なくとも南北朝期の後円融院政までは、 武家執奏であった西園寺氏、 伝奏の役割ではなかった。この 義満は武家で 公武間 の申 上 次

を与えたものであると、評価する。公家の立場から公家の伝奏を支配した、いわば命令伝達機能の役割のみえた上で公家を「合法的」に支配したのであるとし、このことは義満が武家として強圧的に公家を支配するのではなく、公家としての格式を整らびに伝奏を担う公家衆を室町殿家司として編成する。つまり義満は、

しかし、足利義満没後、義持は父義満の獲得していた治天としての地しかし、足利義満没後、義持は父義満の獲得していた治天としての地しかし、足利義満没後、義持は父義満の獲得していた治天としての地しかし、足利義満没後、義持は父義満の獲得していた治天としての地しかし、足利義満没後、義持は父義満の獲得していた治天としての地しかし、足利義満没後、義持は父義満の獲得していた治天としての地

意図があったと考えられるとの見解を提示する。 意図があったと考えられるとの見解を提示する。 意図があったと考えを提示し、それは、室町殿が武家として公家を支配すったろうとの考えを提示し、それは、室町殿が武家として公家を支配するという形よりも、上級公家として振る舞い、公家衆に印象づけることであるという形よりも、上級公家として振る舞い、公家衆に印象づけることであるという形よりも、上級公家として振る舞い、公家衆に印象づけることであるという形よりも、上級公家として振る舞い、公家衆を統率する。結果、参とのに、足利義満・義持がともに参内・院参を行い、院政開始時に両者

たのに対し、義持は後小松院と、あるいは参集した公家衆と談合を行う内・院参において顕著に現れ、義満が宮廷儀礼に参加することが多かっとの協調体制を選択していた点が異なると指摘する。両者の違いは、参は、義満が自ら「治天」的な地位を志向したのに対し、義持は後小松院では、義満・義持の間で異なっていた点は何か。参内・院参について

する。

殿の政権を維持するかという構想において、両者は異なっていたと指摘公家統制においては共通した手法を用いていたが、どのような形で室町という事例が目立ってくると述べる。したがって足利義満と義持は、対

協調体制を象徴的に表した語であることを主張する。 協調体制を象徴的に表した語であることを主張する。 はことが、「公武之時宜」により決定したと認識されている例もある。 に関する議論である。この「時宜」の語が時の権力者の意向を意味するに関する議論である。この「時宜」の語が時の権力者の意向を意味するに関する議論である。この「時宜」の語が時の権力者の意向を意味する。 のように、「公武之時宜」により決定したと認識されている例もある。 に関する議論である。この「時宜」の語が時の権力者の意向を意味する に関する議論である。この「時宜」の語が時の権力者の意向を意味する ではないない。

張する。権は義満政権同様、公家との関係を遠ざけた政権ではなかったことを主権は義満政権同様、公家との関係を遠ざけた政権ではなかったことを主するものが多くみられた。しかし以上のような分析を踏まえて、義持政を入利義持政権に対するこれまでの評価は、父義満政権との差異を強調

が、 呼称として用いたことで、歴史上、広く知られており、 については、 しての意味は形骸化し、 寺院勢力との関係を、准后宣下の問題からアプローチした章である。 を与えるものとして八七一年に創出されたが、その後、 もそも准后という称号は、皇后・皇太后・太皇太后に準ずる経済的 第三章 室町期に増加していることについても、 「室町期准后宣下からみた公武関係」 足利義満をはじめとする足利将軍が明など、 名目的な称号となっていった。 すでに指摘のあるところで は、 足利将軍と公家勢力、 また僧侶の准后 経済的な待遇と 室町時代の准后 対外関係上

る意図を本章はもつ。することにより、この問題に対するこれまでの研究を深化させようとすを排除するのではなく、むしろその名目が活用される具体的事例を検討あった。しかし名目的称号とのみ評価して、そのことのもつ歴史的意味

三代将軍足利義満は永徳三年(一三八三)、前例の無い左大臣で准后宣三代将軍足利義満は永徳三年(一三八三)、前例の無い左大臣で准后宣三代将軍足利義満は永徳三年(一三八三)、前例の無い左大臣で准后宣と指摘する。

で、出自が准后宣下の要件であったことを明らかにする。

で、出自が准后宣下の要件であったことを明らかにする。

で、出自が准加傾向を示す。この時期編成されていた多くの僧侶に准后が連ね、足利将軍に対する祈祷を恒常的に行っていた多くの僧侶に准后が家にないもの、または足利将軍との猶子関係の無いものには宣下が行わる。ただし、武家護持僧であっても、出自が摂関家・足利をご下が増加傾向を示す。この時期編成されていた武家護持僧に名を一方、八代将軍足利義持政権期以降になると、功績を積んだ僧侶に対

っていたことを、具体的事例をあげながら明らかにする。宣下されるに至る過程においても、足利将軍との関係が大きな意味を持政期においては、准后が宣下される人物の条件においても、また准后がさらに、准后宣下が行われるまでの過程に注目し、足利義持・義教執

宣下過程における足利将軍の介入、あるいは武家護持僧として将軍に対は宣下対象を拡大させていく傾向をみせるが、しかしこの時期になると、ところが嘉吉の変(一四四一年)後の足利義政執政期以降、准后宣下

て定着するに至ることが明らかにされる。て規制されることなく、摂関経験者、門跡僧の功労者に対する報償としし祈祷の功績を積む等の関係性も喪失し、准后宣下は、足利将軍によっ

九二

の指摘が、豊富な事例分析を通して提示される。

つまり足利義満期に成立した足利将軍との密接な関係、即ち、公家・つまり足利義満期に成立した足利将軍との密接な関係、即ち、公家・つまり足利義満期に成立した足利将軍との密接な関係、即ち、公家・の指摘が、豊富な事例分析を通して提示される。

主張する「天皇権威の上昇」は、みることができない、と結論づける。の機能不全とともに影響力を減少させていくのであって、一部の論者が制は室町幕府の在り方と密接に関係しており、天皇の権威は、室町幕府「終章」では、以上三章の分析を通じて、室町期における天皇・天皇

論文審査の結果の要旨

名の合議による総合所見を以下に述べる。
念会館第一会議室において、公開で行われた(傍聴者十一名)。審査員三本論文の審査は、二〇〇六年七月三日午後一時より約二時間、末川記

皇・院 的変化を遂げることを明らかにしたし、 は、 との文言が入り、 たものである。 はどのようなものであったのかを、公武関係という視点に立って分析し 本論文は、 嘉吉の変(一四四一年) (上皇) との政治的関係を分析し、この期の天皇および院の特質 十四世紀半ばから十五世紀後半にかけての 第一章で分析対象となったこの期の綸旨・院宣について 武家の意向に任せることを明確にするなど、大きな質 以後に発給されたものには、 また第二章で分析された伝奏の 「任武家之下知」 足利政 権と天

関与が大きかったこと、そして嘉吉の変以後、 研究として今後、 足利義持政権期の公武協調体制を導きだしたことなどは、卓見とすべき 職務内容の変化、 とともに、准后宣下は将軍との関係を希薄にしていく等の過程を明らか 下をうける人物、 の期のこの問題に関する専論がほとんどない研究状況のなかで、 であろう。さらに第三章で取り上げられた室町期の准后については、こ この分野における出発点ともなる業績である。 あるいは准后を宣下される過程において、足利将軍の とりわけ「公武之時宜」の文言に着目して、 将軍の主導性が低下する そこから 基礎的 准后宣

程、

にした功績も非常に大きい。

これを宮中儀礼と関連させて足利将軍家の上級公家としての役割を議論 題点もあった。また「はじめに」で設定された"中世後期における天皇 ら中期までであり、十五世紀後半にまで広げる必要があった、 されるものであることも合わせて指摘された。 摘もあった。ただしこうした問題点は、 係の視点を強調する余り、 武関係」とのテーマ設定にもかかわらず、分析の中心が十五世紀前期 する箇所などは、 かにされていなかったこと、さらには足利義満・義持が院執事となり、 公武間の意志の伝達を考察する面からも重要であるにもかかわらず明ら 不安定さを感じさせる部分が幾つかみられた。また例えば、「任武家之 下知」などの文言が、 ·存在形態とその権威の在り方。を問うとした本論文の課題が、 その一方で、足利氏・室町殿などの語の使用に関して、概念としての 宮中儀礼の内容分析が必要であったこと、「室町期公 綸旨のなかに記されるに至る具体的な手続きは、 却って少し弱められたのではないか、 今後の研究の深化とともに克服 などの問 との指

> ŋ 他

ろの大きい論考であることを認め、 学術的水準を十分に備え、 審査委員は、 以上のような幾つかの問題点を含みながらも、 かつ日本中世後期政治史研究に寄与するとこ また口 述試験における回答も的確で

立命館大学大学院文学研究科博士論文審查要旨

あったことから、 博士学位を授与するにふさわしい、 との評価で一

た。

試験または学力確認の結果の要旨

となっているが、申請者の研究は、その流れの一翼を担うものとの評価 解を問い直す論考が相次いで発表され、これが新たな一つの大きな流れ 専門雑誌に掲載された論文二編が参考論文として提出された。日本中世 た論文一編 誌に掲載した論文二編(一章と三章)と、 期退学した。提出された審査論文は、請求者が日本史研究の専門学会雑 を学界において得ており、学会における研究発表も幾つか行っている。 後期政治史研究、とりわけ公武関係史研究では、近年、 本審査委員会は、学位請求論文の内容、 審査請求者は、 博士課程後期課程において所定の単位を取得、二〇〇六年三月、満 学業成績等を総合的に判断して、 博士(文学 (二章) 立命館大学)の学位を授与することを適当と認める。 から成りたっている。また申請者からはこのほか 九九八年四月に本学大学院に入学、 本学学位規程第十八条第一項によ 本論文のために書き下ろされ 論文審査の結果、 従来の通説的理 博士課程前期課 およびその

本田貴彦

『殷西周金文総合研究』

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇〇六年三月三十一日

查委員

主査 本 田

治

副查 松 本 英 紀

副査 吉 本 道 雅

呷文内容の要旨

五章 期の金文について〉、〈第二章 である。その構成は次の如くである。 について〉、〈第四章 殷周時代の青銅器銘文を「金文」という。提出論文は、 「本質」、すなわち金文が書かれた目的の解明を多面的に試みるもの 西周金文における大事語句の変遷〉、 いわゆる冊命形式金文出現の意義について〉、〈第 作器語句の分析〉、 〈はじめに〉、 〈結語〉。 〈第三章 第一 章 殷・西周金文 殷代の金文 殷 |-西周

想是己と言う。 〈はじめに〉では、金文研究の現状を総括した上で、本論文全体の問

単文が初発し、作器を記す短文が殷末に出現し、長文は短文に大事を附では金文を単文・短文・長文に分類した上で、祭祀の主体・対象を記すであり、〈はじめに〉、〈第一節 殷―西周金文の分類〉、〈第二節 長文であり、〈はじめに〉、〈第一節 殷―西周金文の分類〉、〈第二節 長文

の明確化を示すものであることを指摘する。の契機は金文それ自体には必ずしも認められないとし、賜与が上下関係器は祖先祭祀の必要から恒常的に製作されるものであり、そうした製作それらが共有する要素が賜与であることを確認する。第三節では、青銅加したものとする。第二節は、殷・西周の長文を時期を追って分析し、

器名確定の時期が器種により異なることを、 に呼称の変化が始まり、ⅢBには全器種の器名が確定することを確認し、 第三節では盤・ 盉・ 匜の呼称について分析した上で、器種ごとの器名 類した上で、①を汎称、②を器名とし、②の確定の時期が器種により異 複数の文字を組み合わせた際には必ず末尾に置かれるもの、の二つに分 必ずしも末尾に置かれないもの、②比較的限定された器種に用いられ 化の時期の相違に由来するものとする。 の確定時期を確認する。 なることを指摘する。この所見を承けて、第二節では鼎・鬲・簋・盂 字につき、 の意義〉、〈小結〉の構成を採る。第一節では、従来器名とされてきた文 遷〉、〈第三節 語句に見える呼称の分類〉、 短文」に当たる金文の分析が試みられる。〈はじめに〉、〈第一節 短文」に当たる作器語句、すなわち第一章の三分類のうち、 (第二章 ①あらゆる器種に用いられ、 作器語句の分析〉では、 盤・盉・匜における呼称の変遷〉、〈第四節 第四節は以上の分析を整理した上で、 〈第二節 鼎・鬲・簋・盂における呼称の変 第一章の三分類のうち、 複数の文字を組み合わせた際に その器種を作成する工房分 呼称変遷 西周ⅡB 第二の

第三〜第五章は、第一章の三分類のうち、第三の「長文」が分析の対

式〉、〈第三節 非王賜与金文について〉、〈第四節 青銅器の意義〉、〈小じめに〉、〈第一節 殷金文の選別に関する問題〉、〈第二節 殷金文の書(第三章 殷代の金文について〉では、殷代の金文を考察する。〈は

甲骨文に対して金文は補助的な資料として扱われ、十分な分析が行われ 殷金文に青銅器ないし青銅の賜与が見えないことの意味を検討しつつ、 殷墟より出土したもの、 青銅器の所持が、 しろ王と受賜者の関係を強調するものであったと論ずる。第四節では、 る。第三節では、 たものであること、 を確認する。 節では、殷金文の書式について分析し、その全てが貝の賜与を記すこと の方法を批判的に整理した上で、 てこなかったことを指摘する。第一節では、殷金文の選別に関する従来 如き同一集団内の賜与ではあるが、王権の象徴である貝の賜与は、む の構成を採る。 ついで、これを承けて、貝が諸地域から殷墟にもたらされ 殷王朝内部における活動の保証を示すものであったと 賜与者が王以外の金文を分析し、これらが「子」「司 従って貝は王権を象徴するものであることを指摘す 〈はじめに〉 では、 あわせて十五件を殷金文として確定する。 林巳奈夫が殷に断代するものとその後 従来の殷代史研究においては、

る職事、 とを確認し、「廷礼金文」の範疇を分類上より有効なものとして提起す 二・三節、〈第四節 の書式を確認した上で、それらに不可欠かつ固有の要素が廷礼であるこ 行研究を整理し、 第一節では、 冊命形式金文の分析を通じて、西周後半期の賜与金文の意義を考察する。 をI類;個別の職事、 |範囲にあったものとし、 第三節ではまず、 に分かち、 先行研究の整理がなされる。 いわゆる冊命形式金文出現の意義について〉 〈 第 その問題点を確認する。 節 ついで、 廷礼の意義と廷礼金文の意義〉、 Ⅱ類;総管的職事、 〈一右者について〉において、 冊命形式金文の研究史〉および節題のない第 〈二職事〉では、 Ⅱ 類 • Ⅲ類に関 第二節ではいわゆる冊命金文 第一節は冊命金文に関わる先 Ⅲ類;王家の家産管理に関す まず廷礼で与えられる職 わる右者・受命者がともに 右者が一定の身分 〈小結〉から成る。 は、 いわゆる

> 目的とするものとする。 文が、受命者・右者の調停者としての王の存在を表示することを第一のつものの間の職掌範囲の確認の場であったとする。第四節では、廷礼金それぞれ公・宰に相当する地位にあり、従って廷礼は同程度の職掌をも

ある。 祭祀、 期、 祭祀が、 たものとする。 いることが確認される。〈第三節 ものによる征伐が記述されるようになり、 する。西周期の「大事語句」を通観することで、第三章の殷、 によって行われた様々な行事を大事と称し、それについての語句を分析 の変遷〉、 もと、有力者の支持のもと、王の親征がふたたび記述されるようになっ など王が主催し周の拡大を図るものであったのに対し、 対し、中期以降、 西周後半期の間に位置する西周前半期の状況の解明をも試みるものでも は、「長文」を賜与語句に大事が附加されたものとするが、 (第二節 節 周辺地域の支配が有力者を介在するものとなった結果、 第五章 大事語句における祭祀の変遷〉、 王の親征が記述されなくなったが、 〈第一節 宗周・成周など拠点都市における汎世界的な祭祀であることに 大事語句における征伐の変遷〉 〈第三節 西周金文における大事語句の変遷) 大事語句における祭祀の変遷〉では、 祭祀の背景をなす世界観の縮小が認められるとする。 大事語句変遷の意義〉、 大事語句変遷の意義〉では、 〈第二節 では、 後期には王の征伐が復活して 後期には獫狁の軍事的脅威の 〈小結〉 西周初期の征伐が克殷 大事語句における征伐 は、 の構成を採る。 西周初期における 〈はじめに〉、 中期に王以外の 本章は、 汎世界的な 第四章の 西周中 王

つき簡単に展望する。 結語においては、全体の論点を整理した上で、殷・西周王権の性格に

論文審査の結果の要旨

おいて、午後一時から午後二時四○分まで公開で行われた(傍聴者八おいて、午後一時から午後二時四○分まで公開で行われた(傍聴者八本論文の審査は、二○○六年七月十五日、末川記念会館第一会議室に

事語句の変遷〉では西周期を通観することで、第三・四章で扱い得なか 意義について〉では西周後半期を扱い、 代の金文について〉では殷を、 器語句の分析〉では短文を、第三~五章では長文を扱う。〈第三章 殷・西周金文を単文・短文・長文に分類し、これらのうち〈第二章 よって、この問題の解明を試みる意欲作であり、全体の構成は周到であ った西周前半期についても考察する。 本論文は、殷・西周金文を包括的に概観し、多面的に分析することに すなわち、まず 〈第一章 殷 〈第四章 -西周期の金文について〉において、 〈第五章 いわゆる冊命形式金文出現の 西周金文における大 殷

『殷金文考釈』(一九七七)が従来ほぼ唯一のものであり、その点で、殷文にもっぱら依存する殷代史研究において、殷金文の専論は、赤塚忠時期を通じて実行した現時点で唯一の研究となっている。さらに、甲骨こうした構成を採用した結果、本論文は金文の本質論を殷・西周の全

いといわねばならない。 はらむものでもある。これらの点だけでも本論文の価値はきわめて大き 文字資料に基づく中国古代史研究全般に関わる議論に展開する可能性を 大事の包括的検討などの議論は、単に殷・西周金文にとどまらず、 っている。 であるため、 従来の殷西周史研究において不十分であった金文の本質論に基づくもの 論文の大きな価値といってよい。 金文を包括的に分析し、 第四章の廷礼における右者・受命者の関係、 たとえば、 先行研究の行論の無意識的な弱点を鋭く剔抉するものとな 第二章の青銅器の器名、 それを研究の一つの起点に置いていることも本 個別的ないくつかの論点についても 第三章の殷金文の判別基 第五章の西周金文所見 出土

ないが、ここでは全体に関わることだけを挙げておこう。あるいはときに形式論理的な行論などに議論の余地のあるものも少なく無論、いくつかの問題がないわけではない。個々の材料の解釈や評価、

ないであろう。 まずは、先行研究に対する扱いである。たとえば松丸の問題意識は、まずは、先行研究に対する扱いである。たとえば松丸の問題意識は、まずは、先行研究に対する扱いである。たとえば松丸の問題意識は、まずは、先行研究に対する扱いである。たとえば松丸の問題意識は、まずは、先行研究に対する扱いである。たとえば松丸の問題意識は、まずは、先行研究に対する扱いである。たとえば松丸の問題意識は、まずは、先行研究に対する扱いである。たとえば松丸の問題意識は、まずは、先行研究に対する扱いである。たとえば松丸の問題意識は、まずは、先行研究に対する扱いである。たとえば松丸の問題意識は、まずは、先行研究に対する扱いである。たとえば松丸の問題意識は、

一一』(一九八四)において編年案を与えられているものに基本的に限定的変遷」(一九八三)・『殷周時代青銅器の綜合的研究―殷周青銅器綜覧を載せた青銅器が林巳奈夫「殷―春秋前期金文の書式と常用語句の時代今一つ指摘すべきは、論者が行論の根拠として提示する金文が、それ

は、 大の島大の問題は、その編年が不安定なことである。その点で、 今日もなお最も確実なものである林の編年案をもつものに資料を限定したことは、一つの「見識」というべきであろう。加えて、林(一九八三) は枚帙の制約によるものか、金文の出典に関する記述がきわめて簡略で、 本格的な利用には引用資料を一々同定する必要がある。そのため従来の がて頃雑な作業が丁寧に行われており、その努力は驚嘆に値するものである。そのような長所は賞賛すべきものだが、その一方で、これら林の ある。そのような長所は賞賛すべきものだが、その一方で、これら林の ある。そのような長所は賞賛すべきものだが、その一方で、これら林の がて煩雑な作業が丁寧に行われており、その努力は驚嘆に値するもので めて煩雑な作業が丁寧に行われており、その努力は驚嘆に値するもので は結果的に影響しないとはいうものの、林の扱わなかった金文も簡単な は結果的に影響しないとはいうものの、本の扱わなかった金文も簡単な は結果的に影響しないとはいうものの、本の扱わなかった金文も簡単な は結果的に影響しないとはいうものの、本の扱わなかった金文も簡単な は結果的に影響しないとはいうものの、本の扱わなかった金文も簡単な は結果的に影響しないとはいうものの、本の扱わなかった金文も簡単な は、そのよう、とどめず、より立ち入った検討を積極的に加えてもよかったよう

2価値を大きく損なうものでないことはいうまでもない。 しかしながら、これらの問題点も瑕瑾というべきものであり、本論文

以上は、審査委員会の一致した審査結果である。

試験または学力確認の結果の要旨

しているが、その反面、出土文字資料の性格を的確に評価することが要字資料が膨大に公刊されるようになり、研究の飛躍的な精密化を可能に『立命館東洋史学』二六、二〇〇三)を公刊し、いずれも学界の評価を得いて」(『立命館史学』二三、二〇〇三)・「西周金文作器語句の分析」とている。中国古代史研究においては、とりわけ一九九〇年代以降出土文でいる。中国古代史研究においては、とりわけ一九九〇年代以降出土文でが、でいるが、その反面、出土文字資料の性格を的確に評価することが要字資料が膨大にの出るが、その反面、出土文字資料の性格を的確に評価することが要字資料が膨大に対している。

あり、その価値は極めて高い。ならず、出土文字資料を用いた中国古代史研究全般に関与しうるもので金文の本質論に関わる諸問題は、単に金文を用いた殷・西周史研究のみ請されつつある。こうした研究の現状において、本論文の提起した殷周

と認める。第一項により、博士(文学(立命館大学)の学位を授与することを適当第一項により、博士(文学)立命館大学)の学位を授与することを適当(以上の諸点を総合的に評価し、審査委員会は、本学学位規程第十八条

村中亮夫

環境資源管理の空間的経済評価[表明選好尺度に基づいた

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇〇六年三月三十一日

查委員

審

主査 生 田 真 人

副査 須 原 芙士雄

副査 中 谷 友 樹

論文内容の要旨

第一章で、論文作成の背景と論文構成について検討されている。 第一章で、論文作成の背景と論文構成についての記載がなされ、第二 第一章で、論文作成の背景と論文構成について検討した。農林関 では、本論文で用いられている環境経済評価法のひとつである仮想市場 に資源を適正に管理することは、それらの資源に関与する多くの人々に 係資源を適正に管理することは、それらの資源に関与する多くの人々に の益をもたらす。その便益の大きさは、支払意思額(WTP)によって測 定される。さらに森林資源管理に関わって、労働意思量(WTW)を導 定される。さらに森林資源管理に関わって、労働意思量(WTW)を導 定される。さらに森林資源管理に関わって、労働意思量(WTW)を導 定される。さらに森林資源管理に関わって、労働意思量(WTW)を導 に対した。 によって測 によって測 によって測 によって測 によって測 によって測 によって測 によっての記載がなされ、第二

法について考察した。WTPを用いて便益の実態を明らかにした業績はともなっている環境経済評価の空間分析的アプローチの方法論とその手続く第三章では、この論文で新たに提案され、本論文の独創性の根拠

が指摘されている。 焦点をその部分に置くことで、便益の在り方を地理学的に解明すること 離減衰効果)に着目した研究は、ほとんどない。本論文は、研究の主な の大きさは、資源との間の距離の違いによって異なるという点(距 のがが、ある環境資源に関わる複数の人々がその資源に対して想定する

では対応できない環境政策評価の事例に対して、WTPに加えてWTWの は、 察し、公的部門は杉花粉症対策を推進すべきことを指摘した。第六章で とで生まれる便益の距離減衰効果を計測した。そして、それによって生 析を行った。まず第四章では、高知県高岡郡梼原町の棚田保全活動の事 表明量を説明する諸要因を検討し、 計測を用いた環境管理の便益評価を行った。WTPの表明金額とWTWの 帯別に設計された仮想市場を導入し、それを評価する手法等について考 空間的に偏在する環境資源を評価する手法を検討した。ここでは、距離 花粉による杉花粉症のリスク削減を意図した人工林整備を事例にして、 にした。続く第五章では、山口県を対象に県内の杉人工林から飛散する まれる費用負担と便益享受に関する空間的問題の存在を実証的に明らか 例を用いながら、棚田という近年注目されている環境資源を保全するこ 第四章から六章までの三つの章では、上で整理した方法による実証分 兵庫県中町の里山管理の事例を用いながら、 その政策論的な含意を考察した。 貨幣的な評価測度のみ

章で本論文から得られた研究成果と今後の課題について整理した。担の空間的格差に関する課題について議論している。そして最後に第八に言及しながら、環境資源を保全することにより生まれる便益と費用負これらの実証分析を受けて第七章では実証分析を通じて得られた知見

論文審査の結果の要旨

制約との関係に関する質疑を通して審査した。これらの二つの章は水次に第二章と第三章の論述に関して審査した。これらの二つの章は水次に第二章と第三章の論述に関して審査した。これらの一つの章は水次に第二章と第三章の論述に関して審査した。これらの個値分類と、それらがアンを一ト調査を通じてデータとして収集される際のアンケート技術による違点について詳細に確認した。これらの価値分類については利用価値と非理的な観点からの価値分類であるが、これらの価値分類の類似性と相定的分析の際に用いられる効用価値説に従ったものである。この学説は学的分析の際に用いられる効用価値説に従ったものである。この学説は学的分析の際に用いられる効用価値説に従ったものである。この学説は学的分析の際に用いられる効用価値説に従ったものである。この学説は学的分析の際に用いられる効用価値説に従ったものである。この学説は学的分析の際に用いられる効用価値説に従ったものである。この学説は学的分析の際に開いて対して検討した。それらがアンを上に関して審査した。

の検討を行った三章までの論述と合わせて総合的に審査した。事実関係に関する確認を行った。そして、残りの諸章については方法論論考を基に、それに加筆修正を加えたものであるが、改めていくつかの続く第四章から第六章までには、学会誌に査読論文として公表された

考え、資源と便益享受者との間の距離の違いを、分析の中に明確な形で申請論文は、研究を進めるにあたり、距離帯別仮想市場という概念を

立命館大学大学院文学研究科博士論文審查要旨

新しい貢献の可能性を示した。
おしい貢献の可能性を示した。また、便益の大きさを調べるアンケート調査の費用・労力上の大きい食担を軽減するために、便益移転という分析を同時に行った。その結果、どちらの形式での代償提供を選択するかとなっため、便益の大きさを調べるのに、WTPとWTWの両方による測定では、市民ボランティアによる無償での里山保全活動が活発に行われてでは、市民ボランティアによる無償での里山保全活動が活発に行われて方などによって分かれることが明らかとなった。これは、保全活動をえ方などによって分かれることが明らかとなった。これは、保全活動をえ方などによって分かれることが明らかとなった。これは、保全活動を立ために、便益の大きさを調べるアンケート調か、関係の対象のであり、地理学の応用面での対象のであり、地理学の応用面での対象のであり、地理学の応用面での対象のであり、地理学の応用面での対象のであり、地理学の応用面での対象のであり、地理学の応用面での対象のであり、地理学の応用面での対象のであり、地理学の応用面での対象のであり、地理学の応用面での対象のであり、地理学の応用面での対象のであり、地理学の応用面での対象のであり、地理学の応用面での対象のであり、地理学の応用面での対象のであり、地理学の応用面での対象のであり、地理学の応用面での対象のであり、地理学の応用面での対象のであり、地理学の応用面での対象のであり、地理学の応用面での対象のであり、地理学の応用面での対象のであり、地理学のに対象では、対象に対象のであり、地理学の応用面での対象のであり、地理学の応用面での対象のでは、対象をは、対象ので

申請論文は、環境経済学的評価手法に、地理学的な分析次元を導入す 申請論文は、環境経済学的評価手法に、地理学的な分析次元を導入す を は、環境経済学的評価手法に、地理学的な分析次元を導入す との空間的な関係が、評価結果を大きく左右する点を明らかにした。と との空間的な関係が、評価結果を大きく左右する点を明らかにした。と との空間的な関係が、評価結果を大きく左右する点を明らかにした。と との空間的な関係が、評価結果を大きく左右する点を明らかにした。と との空間的な対象物(環境財)

じ、地理学における環境研究の新しいアプローチを切り開いた意義は大またWTPとWTWの差異についても記述的な分析の段階に留まっていまたWTPとWTWの差異についても記述的な分析の段階に留まっていまたWTPとWTWの差異についても記述的な分析の段階に留まっていまかし、現境財をめぐる空間的対立の可能性を論じているが、それに関する具体的な事例は提示されず、説明に具体性がやや欠けている。といし、地理学的な分析視点を加味した環境財の正常に関する具体的な事例は提示されず、説明に具体性がやや欠けている。といい視点であるが、その空間的特性は充分には明らかになっていない。を間的経済評価の尺度としてWTPのみならず、WTWを導入した点も空間的経済評価の尺度としてWTPのみならず、WTWを導入した点も

九九

きく、申請論文の内容は博士(文学)に値すると判断する。

試験または学力確認の結果の要旨

課程博士授与にふさわしい学力があるといえよう。

東程博士授与にふさわしい学力があるといえよう。

東程博士授与にふさわしい学力があるといえよう。

東程博士授与にふさわしい学力があるといえよう。

東程博士授与にふさわしい学力があるといえよう。

東程博士授与にふさわしい学力があるといえよう。

外国語運用能力については、課程博士論文における論文の引用状況ないら英語能用能力については、課程博士論文における論文の引用状況などを適当と認める。

楠井清文

『〈植民地〉空間の文学――中島敦の作品を中心として――

学位の種類 博士(文学)

審 査 委 員

主査 木 村 一 信

中川成美

副査 瀧 本 和 成

論文内容の要旨

提出論文は、以下に示すような三部構成の全九章からなっている。

序論・

〈植民地〉空間の文学

部、

初期作品における〈植民地〉

第一章、〈朝鮮〉表象と初期作品―近代文学者の

〈植民地〉

表象

第三章、「虎狩」論―エキゾティシズムを覆す語りの構造

第二章、「プウルの傍で」論

第三章一切外」語「ココンランミンムを報で語りの

第四章、「北方行」論―越境する日本語

第二部 「大東亜戦争」期の創作活動と「南洋行」

第云章、「゛゛ヾヾヾ゛゙ゝゝ゜ゝゎ゜つゔゔヾぃヾ***。第五章、「光と風と夢」論──〈サモア紛争史〉という歴史認識

第六章、ゴーギャン「ノア・ノア」の受容と系譜

第七章、「マリアン」論―相対化される〈南洋〉表象

第三部 補論・「大東亜共栄圏」下の文学

第八章、大東亜文学者大会の理念と実相―第一回大東亜文学賞受

立命館大学大学院文学研究科博士論文審査要旨

賞作・庄司総一『陳夫人』を視座として

第九章、マラヤにおける日本語教育―軍政下シンガポールの神保

う空間意識の編成と密接に関係しているのである。「外地」とよばれた 己が辺境の地にいるという劣位の意識をもつことが多かった。植民地で 日本人の多くは、そこを「内地」より劣った地として意識し、また、自 植民地では、政治的・経済的要素に劣らず、言語・教育など文化の領域 項のあることが見て取れる。つまり、中島作品は我が国の「日本」とい 社会的背景として、三・一独立運動、関東大震災時の「朝鮮人」虐殺事 もの、後期の〈南洋〉ものに区分できる。そして、それぞれの時代的 にとられた地域とによって、初期の って独自の主題が打ち出されてきたのである。 た空間から つ権力関係や意識が交錯する場であった。中島の文学は、まさにこうし は、支配者/被支配者という対立の次元のみならず、複数の方向性をも が、「外地」を包摂する手段として重視された。「外地」に住み暮らした 関わりから考察したものである。対象となる作品は、発表の時期と題材 にしたものに焦点をあて、中島文学の特性を〈植民地〉という空間との 本論文は、 満州国建国、 「同一性の揺らぎ」といった固有の問題意識とも重ねあわさ 昭和期の作家である中島敦作品の中で、 南洋統治といった日本の植民地支配に深く関わった事 〈朝鮮〉もの、中期の中国や 〈植民地〉 を題材

かけ、書き手である作者もそこで自らに同一性を問いかけるという実験人〉巡査や〈朝鮮人〉「売春婦」の視点から民族的同一性に揺さぶりをあったことを検証している。たとえば、「巡査の居る風景」では、〈朝鮮る行為は、同時に自己をどのように位置づけるかという問題と不可分で第一部においては、中島にとって〈朝鮮〉または〈朝鮮人〉を表象す

状況下における日本人たちの血のつながりや孤独などを題材にして、 リティのなさなどを描き出す。「北方行」では、北京 どれほど異和をもたざるを得ないものであるのか、 語を解する「朝鮮人」)へも問題の共有化をはかる。「プウルの傍で」をみ を行ったのである。 ケールの大きな作品を構想した中島を論じている。 く問いかけている。 ると作者の「朝鮮」での体験も反映させ、植民者の同一性をさらに厳し それによって、 母語としての日本語が「外地」生活者にとっては、 特権的読者 (主として、 さらに故郷へのリア (北平)の多言語 日本人と日本 ス

風と夢」における主人公に託された、自己再生の企図を抱いて南方へ向 近代日本の南方関与を確かめている。「マリアン」では、 動は、大東亜戦争を正当化する懸念があり、危うい位置にある作品とな かうというモチーフは、 さるプロセスそのものが主題とされていることを論じてい った。そこで、 していて、発表当時の同時代言説と合致するものであった。 への関心・憧憬といった心性の系譜と中島作品を対照している。「光と 第二部では、日中戦争やアジア太平洋戦争期の中島を見据え、 我が国におけるゴーギャンの受容の歴史を追い、 大正期以来の生命主義的な〈南洋〉 南洋が表象化 主人公の言 像を前提と 改めて 南

第三部では、同時代の文学状況を中島以外の文学者を見ることで検証第三部では、同時代の文学状況を中島以外の文学者を見ることで検証第三部では、同時代の文学状況を中島以外の文学者を見ることで検証第三部では、同時代の文学状況を中島以外の文学者を見ることで検証第三部では、同時代の文学状況を中島以外の文学者を見ることで検証

論文審査の結果の要旨

0

る。
本論文の審査は、二○○六年七月十四日(金)、午後四時三○分より本論文にたいする三名の審査委員の一致した見解、評価は、以下の通りであ審査委員によって行われた。公開であり、十一名の陪席者がいた。本論本論文の審査は、二○○六年七月十四日(金)、午後四時三○分より

ミスかと思われるが、注意が必要である。あった。また、表記上では目次に第三部の部分が欠けていて、ケアレスないのは、整合性を欠くものであり、短くとも「結論」は設定すべきでまず、形式上の不備として、「序論」がおかれているのに「結論」が

事柄に着目して、 語など、 てこなかった作者の意図を、 申請者が評する「同一性の揺らぎ」の追及は、これまで十分に分析され る問題に視点をすえ、支配と非支配、優位と劣位、 さを加え、特に出来栄えがよかった。 第 部は、 政治的な「外地」と「内地」という枠をこえた、より身体的な 修士論文で論じた事柄にさらに資料的な補いと論 作品の分析を進めていた。そして、 本論文はみごとにすくいあげたと言えよ 〈植民地〉という時空間に発生す 母語と強制された言 中島の 「戦略」と 述 の精

う。

第二部において、「光と風と夢」を論じるに際し、明治期以来のいわ をようだ。

みと思いとを、 語教科書編集という仕事でパラオに赴いた中島の日本語教育への取り組 すく、構成力もあり、 た。こうした、今後に残された課題はあるが、論述は平易で、 面白い論述ができあがったのではないかと感じられる。さらに、〈植民 文学と多少なりとも、関わりを持たせた論述が含まれていれば、との思 移行など、新しい視点からのアプローチがあった。惜しむらくは、 の対照としてとりあげたところや「外地文学」から「大東亜文学」への いが残る。「マラヤにおける日本語教育」も同様であり、「南洋庁」の国 第三部については、 の定義を申請者なりに、はじめにきっちりと記しておくべきであっ 神保や井伏の場合と比較、 優れた論文というのが、審査委員の一致した意見 審査委員の一人が高く評価した。『陳夫人』を論 対照させて論ずれば、 わかりや かなり

試験または学力確認の結果の要旨

刷中)。学会発表も、国内外においてすでに三回、おこなっている。近刊予定の単行本(審査あり)にも論文収録が決まっている(現在、印申請者は、すでに審査のある学術雑誌に一本の論文を発表しており、

立命館大学大学院文学研究科博士論文審查要旨

の所持者であることを認めた。当審査委員会は、本人の既発表論文内容・経歴等により、十分な学力

当と認める。 八条第一項により博士(文学 立命館大学)の学位を授与することを適 当審査委員会は、これらの点を総合的に判断して、本学学位規程第十